

一般社団法人 投資信託協会
広報部 調査広報室 調査広報室レポート

統計から見る女性の生き方と 資産形成の必要性

1. はじめに
2. 多様化する女性の生き方
3. 配偶関係別の資産状況と特徴
4. 未婚女性・既婚女性共通の課題
5. 終わりに

2022年8月19日

一般社団法人投資信託協会 広報部調査広報室 本城佳菜子

1. はじめに

生き方が多様化している今日では、一人ひとりにそれぞれの人生の形がある。

かつて女性は就職の数年後に結婚・出産を経て、家庭に入り、子育てに専念することが「一般的」であった。しかしながら、社会の在り方が変わり、生き方が多様化したことで、生涯独身やDINKs、ワーキングマザー等、これまでとは異なる考えを持ち、選択する人たちが増加している。

生き方が多様化するなか、どのような人生を歩むにも共通して必要なのは、「経済的自立」である。

本稿では、各種統計データを用いて、女性をとりまく社会の変化や、資産形成の現状、及び今後の展望について考察する。

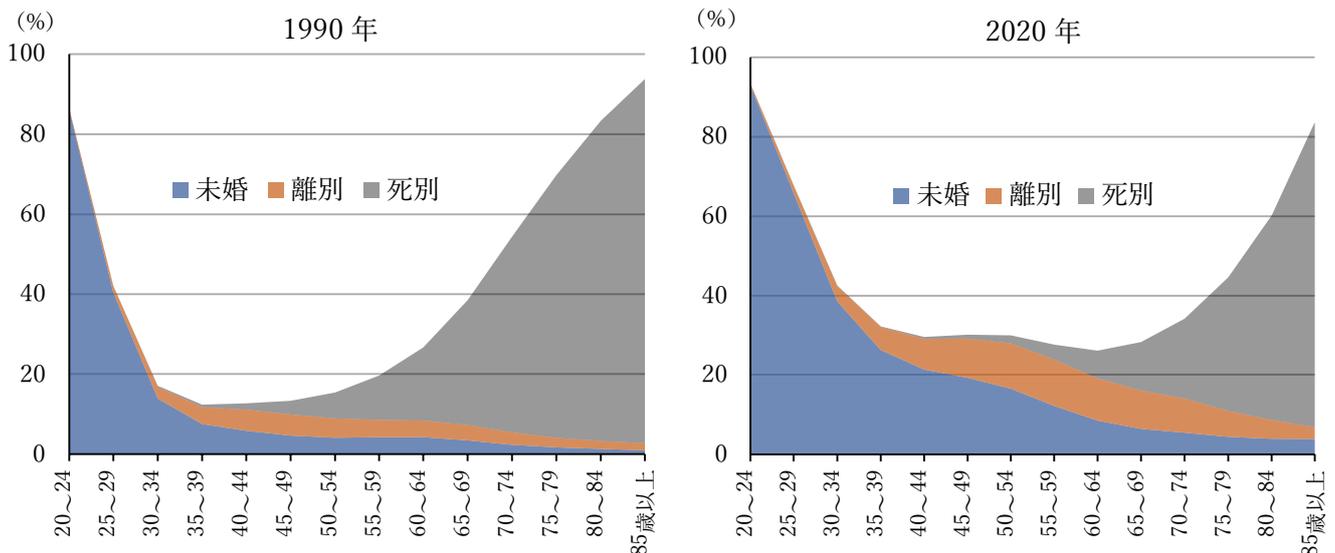
2. 多様化する女性の生き方

(1) 配偶関係¹

多様化する女性の生き方を考察するにあたり、配偶関係は一つの重要な要因であろう。

図表1は、国立社会保障・人口問題研究所の統計から1990年と2020年における女性の年齢階級別配偶関係を表したものである。

(図表1)女性の年齢階級別配偶関係



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集

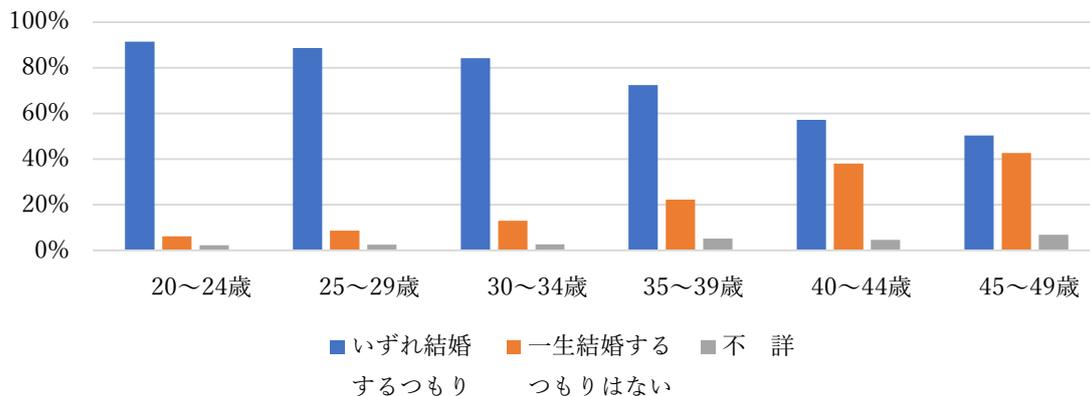
¹ 本稿では一度も結婚をしたことがない人を未婚者とし、一度でも結婚したことがある人を既婚者と定義する。そのため、離死別者についても既婚者に含まれるものとする。

両者を比較すると、近年、離別・未婚の割合が上昇していることが窺える。

2020年調査では、40代後半～50代前半の女性の約30%が未婚・離婚により配偶者がいない状態となっている。一方、男性の平均寿命が延びたことを背景として、死別の割合は低下傾向にある。

未婚の割合が上昇する背景には、女性の結婚に対する意識の変化が窺える。図表2は、厚生労働省が実施した「出生動向基本調査(2015年)」において、未婚女性を対象に生涯の結婚の意思について調査を行った結果である。

(図表2)未婚女性の年齢階級別 生涯結婚意思



(出所)厚生労働省 出生動向基本調査

全ての年齢階級で「いずれ結婚するつもり」との回答が過半数を占め、平均初婚年齢²である30歳前後でも約8割の女性に結婚の意思があることが分かる。

しかし年齢が上がるに伴い、「一生結婚するつもりがない」と回答する割合が増加している。この「生涯独身」を希望する回答について、同調査のヒストリカルデータを抽出した結果は図表3の通りである。

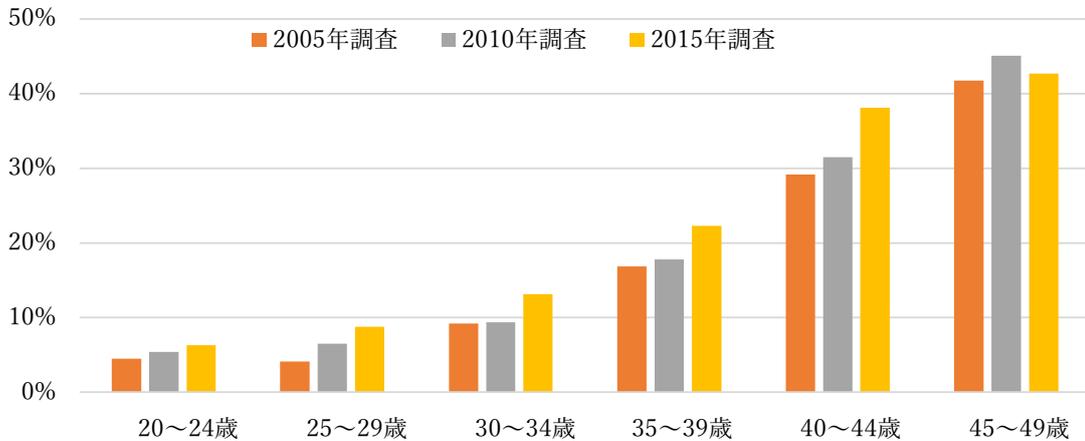
2005年から2010年、2015年にかけて、「一生結婚するつもりはない」と回答する未婚女性が増加しており、2015年では30代前半女性の約10%が生涯独身を望んでいる。

このように、いずれの年齢階級においても生涯独身を希望する女性が増えていること、かつ、年齢階級が上がるにつれてその傾向が強いことの背景には、結婚という制度に世間的・経済的に縛られない人が増えてきたことがあると思われる。

かつては皆婚規範が強く、結婚しない人はむしろ少数派であった。また、経済的安定のために結婚する人も多く存在したであろう。

² 令和2年「人口動態統計月報年計(概数)の概況」より平均初婚年齢は夫 31.0歳、妻は 29.4歳

(図表3)未婚女性の年齢階級別 生涯結婚意思
「一生結婚するつもりはない」と回答した人の割合

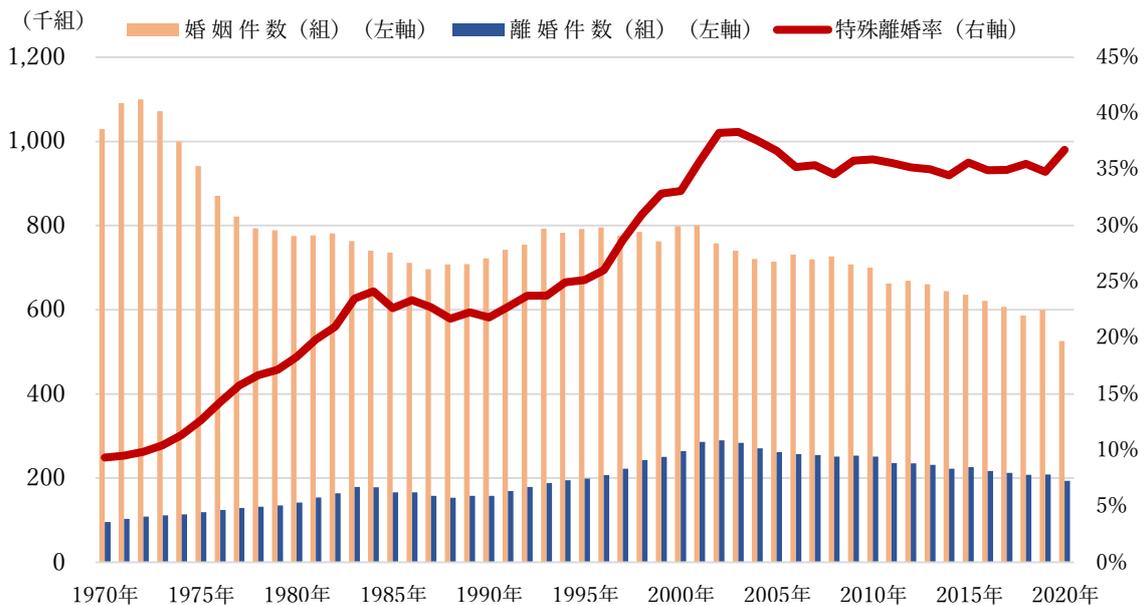


(出所)厚生労働省 出生動向基本調査

しかし、女性の社会進出が進み経済力を持つ女性が増えたことや、仕事や趣味の充実を優先すること等から、結婚の必要性を感じない人が増えていると考えられる。結婚は「人生の一つの選択肢」と言え、結婚するか否かは個人の考え方により異なるところである。

また、図表1で示したように、近年は離婚割合も上昇傾向にあり、「3組に1組が離婚する時代」と称される。「3組に1組が離婚する時代」とは年間離婚件数を年間婚姻件数で除した「特殊離婚率」から称されている言葉である。図表4は婚姻件数・離婚件数及び特殊離婚率を表している。

(図表4)婚姻・離婚件数及び特殊離婚率



(出所)人口動態統計

人口の影響もあるが、婚姻件数は1970年代をピーク（1972年 1,099,984組）に減少し、2020年ではピーク時の半分以下である525,507組となっている。一方、離婚件数は2000年代半ばのピーク以降減少傾向にあるものの、毎年およそ20万組が離婚している。

また、婚姻件数を離婚件数で除した「特殊離婚率」を見ると、1998年以降急速に上昇、2002年のピークを下回っているものの、足元では約37%となっている。

つまり、前述の通り足元では3組に1組以上が離婚している計算となり、この傾向が続くと考えれば、現在は既婚者であっても、将来「ひとり」になる可能性は低くないと言えよう。

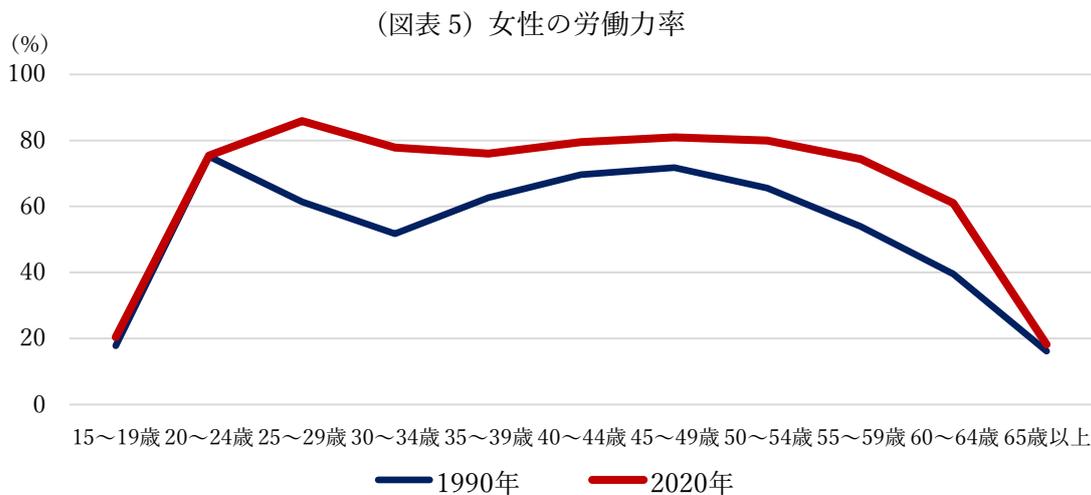
以上のように、かつては多くの女性が結婚し、老後は配偶者の退職金や、年金、遺産等、夫婦の所得や財産で生活を送る人が多かったと考えられるが、現在では40代以降の女性のうち、約3人に1人は未婚あるいは離別により配偶者がおらず、老後の生活を自らの収入や資産で賄う人が大幅に増加している。

また、生涯独身を希望する人の割合も増えていることから、今後、老後の生活を自らの収入や資産で賄う人が増加する傾向はさらに上昇すると予想される。

(2) 働き方

働き方の観点からも、近年変化が生じている。女性の労働力率は結婚・出産を機に20代後半～30代半ばで一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという所謂「M字カーブ」を描いていた。しかし、近年では男女雇用機会均等法や育児介護休業法の施行とその後の改正を背景にM字の谷の部分の部分が浅くなってきている。

図表5は、年齢階級別の、女性の労働力率を表している。

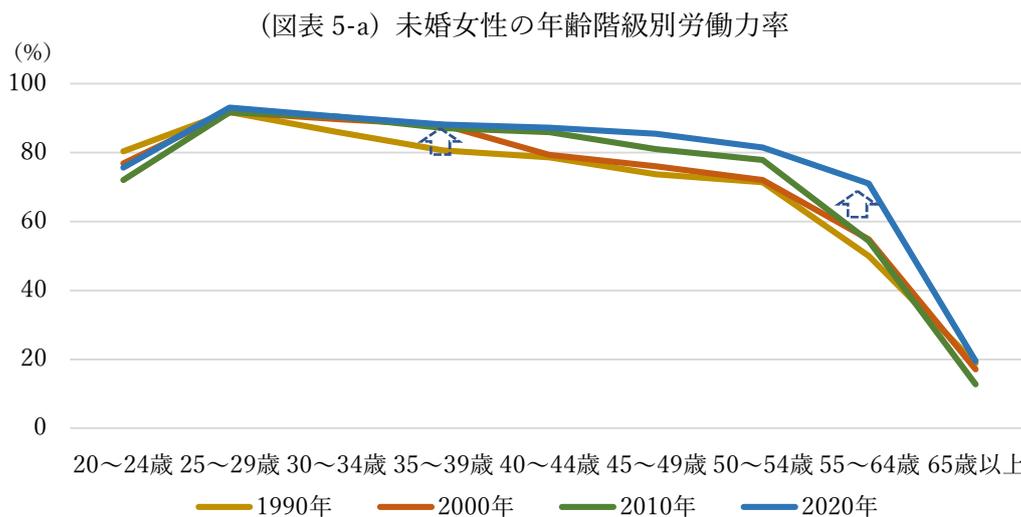


(出所)厚生労働省 働く女性の事情

これを見ると、特に 20 代後半～30 代半ばにおける労働力率は改善し、M 字の谷が浅くなっていることが確認できる。加えて、40 代半ば～50 代以降の中年層の労働力率が上昇していることも確認できる。全体として、女性の労働力率は上昇しており、女性の社会参加が実現されつつあるとも言えよう。

これを未婚・既婚の別でみた場合、いくつか特徴的な点が挙げられる。

図表 5-a は、図 5 と同様の統計より引用した未婚女性の年齢階級別労働力率である。



(出所)厚生労働省 働く女性の事情

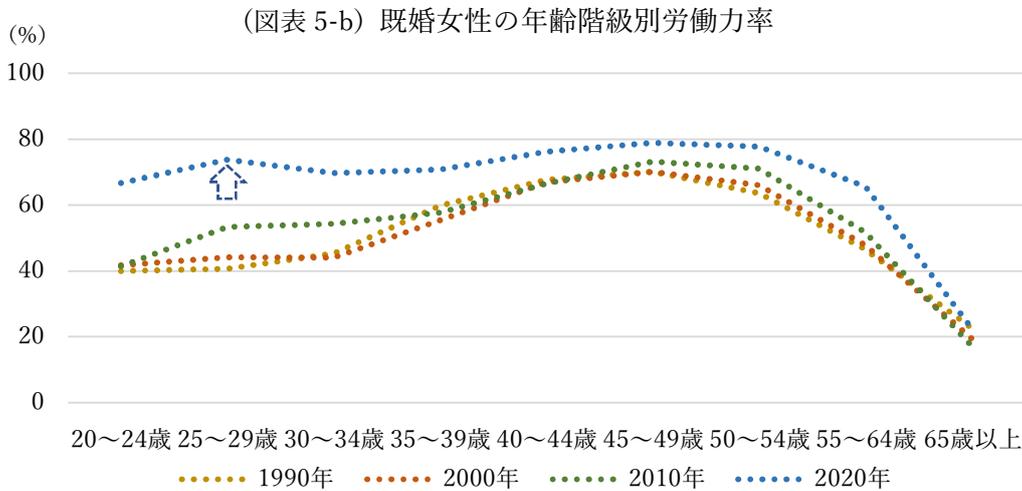
なお、先の図表 5 においては年齢階級 15～19 歳以上のデータを取得したが、図表 5-a, 5-b については配偶関係別の当該年齢層の労働力率に関するデータ算出がなされていない部分があるため、年齢階級 20～24 歳以上のデータを用いていることに留意いただきたい。

上記図表 5-a から、未婚女性の労働力率は、20～30 代前半では過去と比べて大きな変化は見られないものの、30 代後半以降では高まっていることが分かる。これは、前述の図表 1 で女性の未婚割合が高まっていることと関係づけられるであろう。「結婚しない」という選択肢を選ぶことで、自らの生活資金は自らで稼ぐ必要が生じ、30 代後半以降の未婚女性の労働力率が高まったと考えられる。

その他特筆すべき点として、55～64 歳の未婚女性労働力率は 1990 年～2010 年の約 20 年間でほとんど変化が無く、50%程度を推移していたが、2020 年は 70%を超えている。これは、2013 年 4 月に施行された「高年齢者雇用安定法の改正」において、65 歳までの雇用機会確保を義務化³したためと考えられる。

³ 定年年齢を 65 歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、「65 歳までの定年の引上げ」「65 歳までの継続雇用制度の導入」「定年の廃止」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を実施する必要がある。（高年齢者雇用安定法第 9 条）

図表 5-b は、図 5 と同様の統計より引用した既婚女性の年齢階級別労働力率である。



(出所)厚生労働省 働く女性の事情

労働力率は全体として未婚女性よりも低いものの、近年変化が生じていることが窺える。特に、20代～30代前半の若年層において、労働力率の上昇が顕著であることが確認される。

以上から、近年、M字カーブの谷が浅くなってきた変化は、図表 1 で見た未婚率の上昇と結婚・出産後も仕事を続ける若年層の労働力率の上昇によるものと考えられる。

しかしながら、2020年時点でもなお、未婚女性と比較した場合の若年層既婚女性の労働力率には相当の差がある。それは、結婚・出産等を理由とした労働市場からの退出が未だ存在するためであると考えられる。本人が望んでいたとしても、周囲や家庭環境、ライフスタイルによっては、働き続けることが難しいケースもあるだろう。

労働力確保の観点のみならず、女性の経済的自立のためにも、既婚女性の労働力率上昇は必要不可欠であろう。

そのためには、年金制度の見直しや男女同レベルの育児休業制度の義務化、保育所等の子育てサービスの充実、労働時間の短縮や弾力化を伴う働き方改革などが必要であると言われている。

制度面のみならず、家庭における性別役割分業を見直し、家事・育児の負担が女性に偏ることのないよう、夫婦間で調整することも必要であろう。

3. 配偶関係別の資産状況と特徴

配偶関係や働き方等の違いから、保有金融資産にも差が生じていると考えられる。

投資信託協会が2022年2月に実施した「投資に関する1万人アンケート調査」から、配偶関係別に男女の保有金融資産について分析を行った結果が、以下の図表6-a,6-bである。「不明」回答は除く。

本調査は株式会社日本リサーチセンターに委託し、性別・年代・エリア（3地域）の人口構成比に合わせて回収を行った。保有金融資産の評価額は、複数の選択肢のうち該当する評価額を選択する回答形式とした。そのため、平均値及び中央値はそれらをもとに推計した値であることに留意いただきたい。

(図表6-a)配偶関係別 女性の保有金融資産

	20代		30代		40代		50代		60代	
	未婚	既婚								
100万円未満	39.3%	34.2%	38.5%	26.4%	33.1%	22.7%	30.9%	22.5%	20.1%	16.1%
100万円 ～300万円未満	23.7%	26.3%	16.0%	17.5%	18.8%	16.6%	13.5%	12.2%	15.3%	7.8%
300万円 ～500万円未満	18.9%	17.5%	14.3%	14.7%	10.0%	11.2%	10.0%	11.5%	9.5%	10.0%
500万円 ～1,000万円未満	10.4%	13.2%	9.5%	17.8%	12.3%	20.1%	12.2%	14.7%	13.8%	14.0%
1,000万円 ～3,000万円未満	4.8%	7.9%	15.2%	19.3%	15.8%	20.3%	19.1%	22.0%	18.5%	20.6%
3,000万円 ～5,000万円未満	1.1%	0.9%	2.2%	2.1%	5.8%	6.3%	7.4%	9.6%	12.7%	15.3%
5,000万円 ～1億円未満	1.9%	0.0%	3.0%	1.5%	2.7%	2.4%	5.2%	4.8%	8.5%	12.5%
1億円以上	0.0%	0.0%	1.3%	0.6%	1.5%	0.4%	1.7%	2.8%	1.6%	3.8%
平均値（万円）	503	432	1,056	943	1,236	1,158	1,581	1,935	2,017	2,890
中央値（万円）	200	200	200	400	200	400	400	750	750	2,000

(出所)投資信託協会「投資に関する1万人アンケート調査」

(図表 6-b)配偶関係別 男性の保有金融資産

	20代		30代		40代		50代		60代	
	未婚	既婚								
100万円未満	32.4%	18.0%	32.0%	16.7%	31.8%	17.6%	33.2%	23.4%	27.8%	14.3%
100万円 ～300万円未満	24.7%	21.3%	16.8%	18.1%	13.9%	15.0%	12.7%	13.8%	10.3%	5.4%
300万円 ～500万円未満	17.4%	25.8%	13.3%	17.1%	12.8%	13.7%	8.5%	11.4%	9.4%	10.0%
500万円 ～1,000万円未満	13.3%	18.0%	13.6%	15.7%	12.4%	19.7%	14.2%	14.7%	10.3%	9.8%
1,000万円 ～3,000万円未満	6.8%	9.0%	14.4%	25.6%	15.5%	20.8%	13.9%	17.1%	20.6%	26.3%
3,000万円 ～5,000万円未満	2.4%	3.4%	6.1%	4.6%	5.3%	6.0%	7.6%	9.2%	8.1%	14.1%
5,000万円 ～1億円未満	1.0%	3.4%	1.9%	0.7%	6.2%	5.2%	6.6%	6.9%	9.0%	13.5%
1億円以上	1.9%	1.1%	1.9%	1.4%	2.2%	1.9%	3.3%	3.5%	4.5%	6.5%
平均値 (万円)	927	1,082	1,251	1,266	1,613	1,671	1,925	2,115	2,454	3,537
中央値 (万円)	200	200	200	400	200	400	400	750	750	2,000

(出所)投資信託協会「投資に関する1万人アンケート調査」

(1) 未婚女性

現在の日本の平均初婚年齢は29.4歳であるため、20代、特に20代前半では未婚女性が半数以上であろう。また、既婚女性であっても「寿退社」をする女性は減少傾向にあることから、20代時点では未婚女性・既婚女性の間には保有金融資産の大きな差は見られない。

しかし、図表6-aより未婚女性は既婚女性と比較すると、いずれの年代においても、保有金融資産100万円未満の比率が高い一方で3,000万円以上の資産保有者比率も概ね高く、保有金融資産格差が相対的に大きいと言える。このことは、未婚女性の保有金融資産の中央値と平均値の乖離が大きいことにも表れている。

30代以降の未婚女性の間で資産格差はさらに大きくなっている。保有金融資産100万円未満の比率は50代まで30%を超え、60代でも20%と、既婚女性よりも高い。その一方、

1,000 万円以上の資産保有者の比率は既婚女性には及ばないものの、20 代未婚女性より大幅に高く、30～40 代における 5,000 万円以上の比率は既婚女性より高い。キャリアを重ねるうちに所得格差が広がり、人生設計に伴うお金の使い方や資産形成への意識の差が表れ始めると思われる。

ただし、未婚男性と比べると、同世代内の保有金融資産格差は小さいと推察される。

未婚女性は自分で働き、自分で資産形成を行うことが基本となる。その観点から問題点が 2 点挙げられる。

1 点目は、既婚女性よりも老後に向けての資産形成が出来ていないことである。図表 6-a より、50～60 代未婚女性で金融資産保有額が 100 万円未満の人が多く存在することが分かる。さらに、既婚女性と中央値を比較した場合、未婚女性の方が保有資産額が少ない傾向にあることが読み取れる。

2 点目は、女性は男性と比較すると賃金カーブの上昇が緩やかなことである。

図表 7 は男女の年齢階級別でみた平均所定内給与額と、それを指数化したものである。

(図表 7) 男女の年齢階級別 所定内給与額

年齢	男性		女性	
	給与額 (千円)	指数 (%)	給与額 (千円)	指数 (%)
20～24歳	214.6	100.0	209.2	100.0
25～29歳	252.6	117.7	233.4	111.6
30～34歳	289.2	134.8	246.8	118.0
35～39歳	328.3	153.0	258.5	123.6
40～44歳	360.7	168.1	268.3	128.3
45～49歳	387.9	180.8	271.1	129.6
50～54歳	419.6	195.5	274.7	131.3
55～59歳	420.1	195.8	271.1	129.6
60歳～	298.0	138.9	226.3	108.2

指数は20～24歳を100として算出したもの

(出所)賃金構造基本統計調査

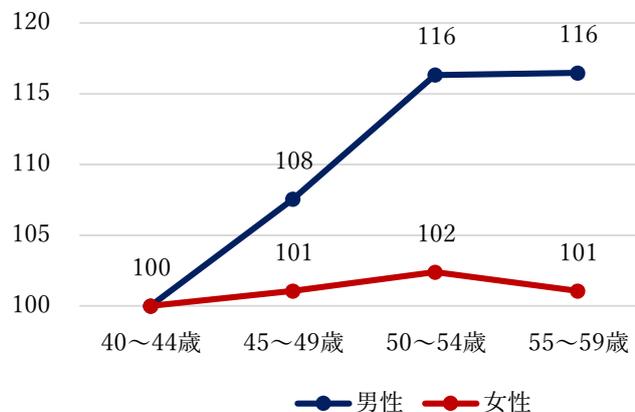
20～24 歳の所定内給与額は男女とも 200 万円強であり大きな差は見られないが、30 代を境に男女格差が生じている。そして、その差は縮まることはなく、年を追うごとに広がっている。

さらに、女性のみ注目すると、40 代以降では給与額がほとんど伸びていないことが、次項の図表 7-a より指摘される。

男女とも年齢階級 40～44 歳時点の給与を 100 として、その後の賃金上昇についてみると、男性は 45～49 歳時点では当初よりも 8% 増、50～54 歳時点では当初よりも 16% 増、55～59 歳においても同様である。

一方、女性は 45～49 歳時点では当初よりも 1% 増、50～54 歳時点では当初よりも 2% 増、55～59 歳では当初よりも 1% 増と、上昇が弱いうえに、男性よりも早い段階で賃金上昇のピークを迎えていることが読み取れる。

(図表 7-a) 男女の年齢階級による賃金カーブ
各性別 40～44 歳を 100 として指数化



(出所)賃金構造基本統計調査

前述の図表 5-a より、中年期以降の未婚女性は、40 代以降の就労率に大きな変化がないことから、若年期同様に多くの方が働き続けていると想定される。

しかし、女性は全体を通して男性よりも給与の上昇が弱く、特に 40 代以降は給与額自体がほとんど上昇していない。さらに、40 代の給与額と 50 代後半の給与額に大きな変化は見られない。

医療費や自身又は親の老後のための費用等の支出は、年を経るごとに増えることが想定される。しかし上記のような賃金状況であれば、女性は高齢になるに伴って家計収支が苦しくなっていく可能性が高いと言えよう。

さらに、バブル崩壊以降、我が国は長きにわたってデフレが続いてきた。しかし、今後その状況が転換し、インフレが起こった場合、給与額の上昇率がインフレ率を下回れば、実質的に所得水準は低下する。金融資産についても、インフレ率より高い収益を上げることが出来なければその価値は実質的には減少する。その場合、特に女性を取り巻く経済環境は現在よりも一層厳しいものになることが想定される。

そこで、女性が老後に備えて金融資産を積み上げていくためには、所得と資産形成の双方からアプローチを行うことが必要であろう。

所得面について、社会レベルでは、前述した男女間賃金格差の是正や、女性比率が高い非正規労働者と男性比率が高い正規労働者の給与格差の是正、管理職の女性比率の向上を図ることが望まれる。個人レベルでは、より給与の高い職種への転換やスキルを磨くことによるキャリアアップを図る必要がある。

資産形成面については、未婚女性の中でも保有金融資産の格差が大きいことから、社会レベルでは、より幅広い層に資産形成の重要性を認識してもらうことや、ある程度リスクを取って資産の期待リターンを高めることを促すような金融教育の提供、インセンティブ

の付与などの策を講じていく必要があろう。個人レベルでは、DC やつみたて NISA 等を利用した長期・積立・分散投資による資産形成を、すぐさま実践に移すことを期待したい。

(2) 既婚女性

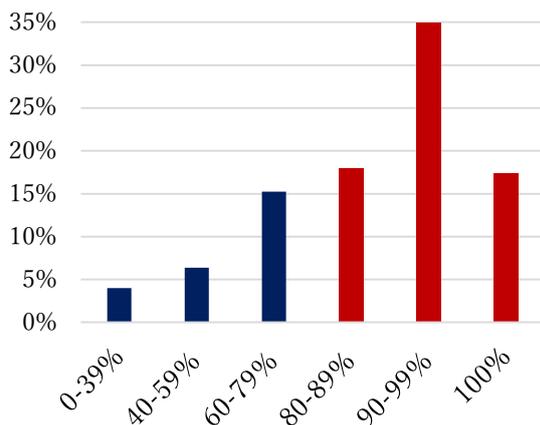
既婚女性の金融資産額は、未婚女性に比べて中央値、平均値とも年齢が上がるほど多くなる傾向が強い。また、中央値と平均値の差を見ると、未婚女性より小さく、既婚女性の同世代内の資産格差は相対的に小さい。

こうしてみると、既婚女性の方が未婚女性よりも経済的に恵まれているようにも思われる。しかし、既婚女性も、所得や資産形成に関する問題を抱えている。

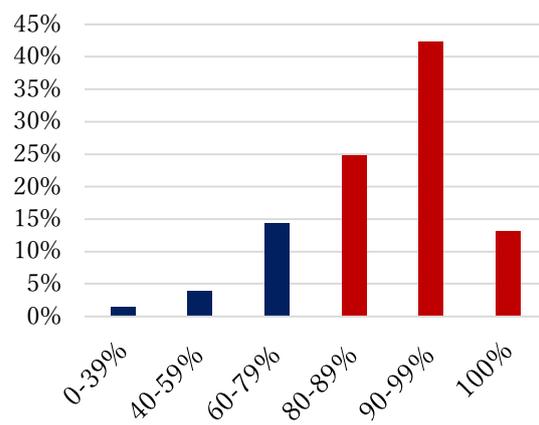
① 現役期

1 点目に、図表 5-b にて触れた通り、既婚女性は若年期における労働力率が低く、一般的に男性よりも非正規雇用率が高いことから、配偶者に経済的に依存している点が挙げられる。女性は男性と比べて、妊娠・出産・子育て等、ライフイベントの影響を受けやすいためであると考えられる。図表 8 及び図表 9 より、家庭における性別役割分業から家事・育児の負担が女性に偏っている現状が確認される。

(図表 8) 妻の家事負担割



(図表 9) 妻の育児負担割

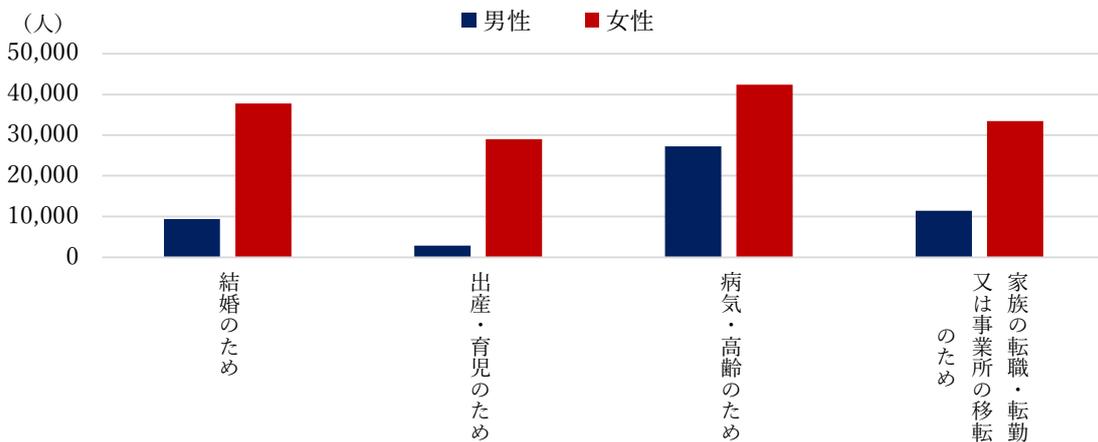


(出所)国立社会保障・人口問題研究所 全国家庭動向調査

妻が家事・育児の 8 割以上を負担している家庭が、全体の多くを占めている。さらに、現在でも育児休暇や時短勤務等は女性が利用することが多く、女性の収入が減少してしまうケースが多いと推察される。これらの事柄が、女性の資産形成を遅れさせてしまっているのではないか。

その他、配偶者の転勤等で働き方を変えるのは、現状女性の方が多いことが図表 10 から見て取れる。

(図表 10) 男女有業者の前職離職理由
(平成 28 年 10 月以降に前職を辞した者)



(出所) 就業構造基本調査

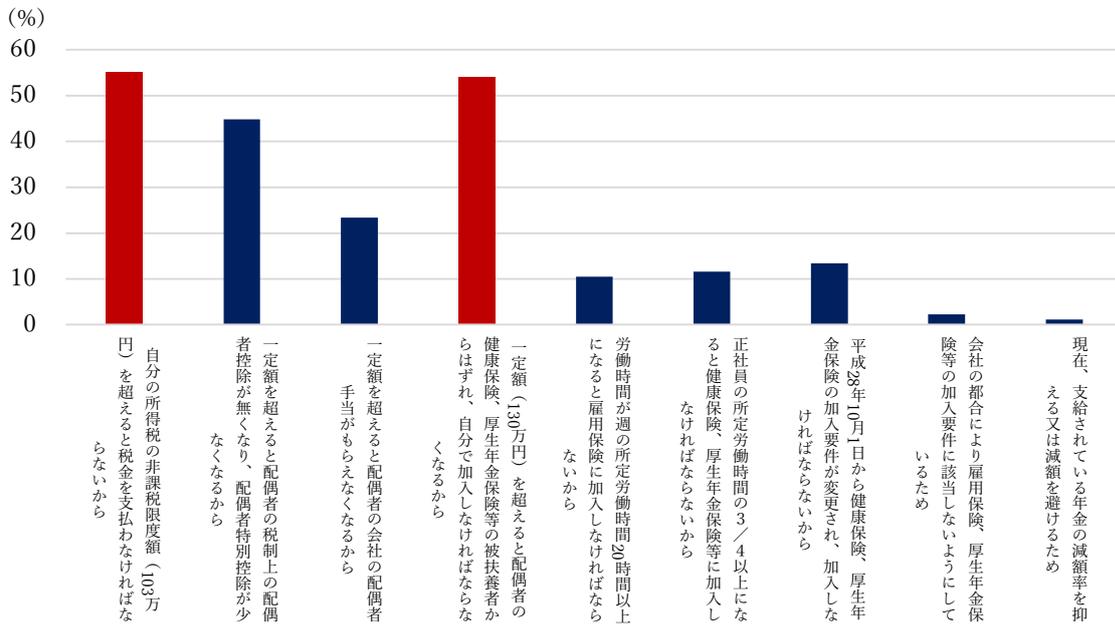
家庭の事情で働き方を変える傾向が強い女性は、ライフイベントを多く迎える 30 代以降で、資産形成が順調にいかないケースもあるだろう。家族の生活スタイルに合わせた働き方を選好し、結果として積極的な就労の機会が奪われてしまうこと、すなわち、柔軟な働き方が出来るようにパート勤務等の雇用形態を選ぶことがある。このように、社会保険や年金は配偶者の扶養内で享受する、「第 3 号被保険者」としての就労を選択することも、一考の余地があると思われる。

第 3 号被保険者の対象となるのは、会社員や公務員等、国民年金の第 2 号被保険者に扶養される配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人である。第 3 号被保険者期間は、保険料を自身で納付する必要がなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映される。

扶養の条件のひとつに、「被扶養者の年間収入が 130 万円未満である」ことがある。つまり、年間収入が 130 万円未満であれば、自ら保険料を払わずとも年金受給者資格を得られるため、年間収入を 130 万円未満に抑制する、すなわち就労を制限する意識が生まれるものと考えられる。

図表 11 より、既婚女性でパート勤務をする人が就業調整をする理由として、圧倒的多数を占めたのは「自分の所得税の非課税限度額 (103 万円) を超えると税金を支払わなければならないから」と「一定額 (130 万円) を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」であることから、現制度が女性の積極的な就労を妨げている側面があることが窺える。それにより女性の所得が増えず、結果として資産形成もしづらくなるという弊害があるだろう。

(図表 11)既婚女性の就業調整の理由別 パートの割合 (複数回答)



(出所)パートタイム労働者総合実態調査

現在は既婚者で配偶者の扶養を受けていたとしても、今後「ひとり」になる可能性はある。その際、上記のような「扶養」を意識した収入額及び金融資産額では、生活が立ち行かなくなってしまう恐れがある。

国の制度に合わせて働き方や所得を設計するのではなく、「ひとり」という個人の観点から最適解を考えていく必要がある。

折しも、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」が公表された。その中の「女性の就労の制約となっている制度の見直し等」について、『女性の就労の制約となっている社会保障や税制について働き方に中立的なものにしていくことが重要である。被用者保険の適用拡大が図られると、女性の就労の制約となっている、いわゆる「130万円の壁」を消失させる効果があるほか、いわゆる「106万円の壁」についても、最低賃金の引上げによって、解消されていくことが見込まれる。多様な働き方に中立的でない扱いは、企業の諸手当の中にも見られる。配偶者の収入要件がある企業の配偶者手当は、女性の就労にも影響を与えている。労働条件であり強制はできないが、こうした点を認識した上で労使において改廃・縮小に向けた議論が進められることを期待する』と記された。

配偶者の経済力を前提とする制度設計は、女性が経済的困窮に陥るリスクを高める恐れがある。女性一人ひとりが「個人」として社会で生きるために、女性の積極的な就労について、これを制限するような制度は改廃し、促進するような施策が求められると考える。

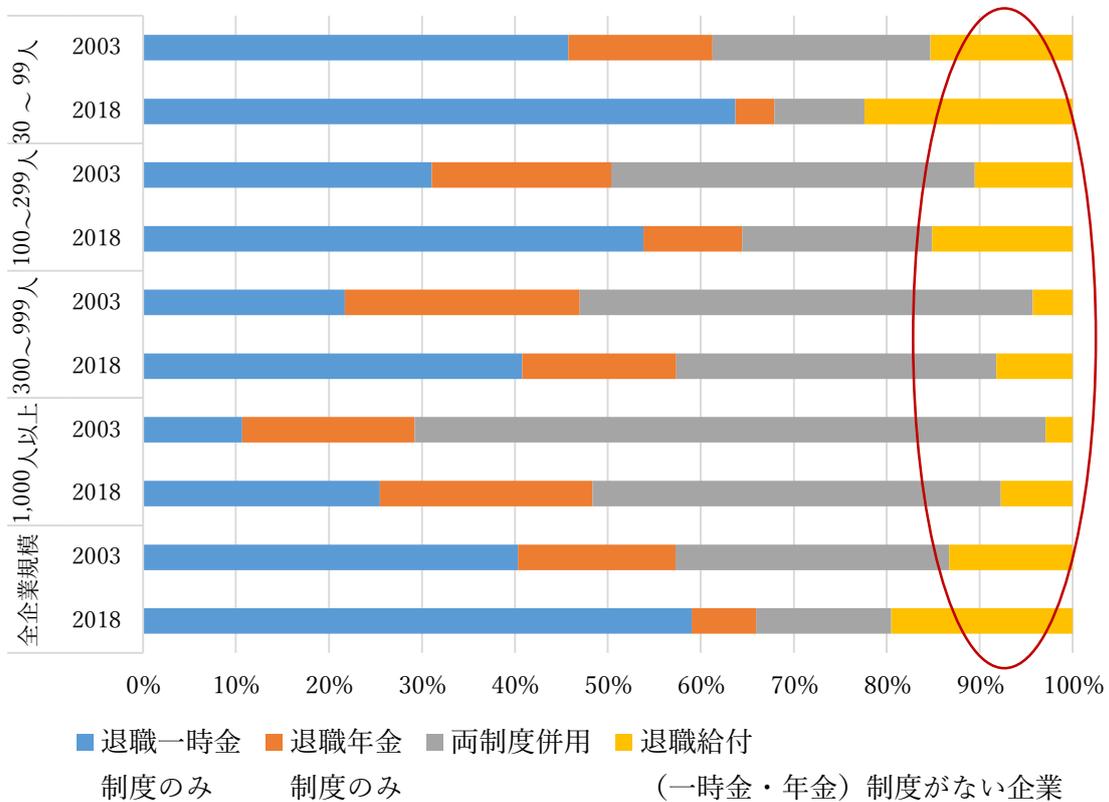
② 退職前後～高齢期

既婚女性が抱える問題点の 2 点目として、配偶者の定年退職後に支給される公的・私的年金や退職金などの制度が縮小傾向にあることが挙げられる。

図表 6-a で見たように、50～60 代既婚女性の保有金融資産は中央値・平均値とも、未婚女性よりも格段に多い。自分だけでなく配偶者の退職金や年金を夫婦の資産として保有することが、この年代の既婚女性の保有金融資産増大に寄与していると思われる。

しかし、図表 12 より、いずれの企業規模においても 2003 年から 2018 年の 15 年間で、退職給付制度のない企業の割合が増加しており、退職給付制度の縮小が見て取れる。

(図表 12)退職給付（一時金・年金）制度の有無 退職給付制度の形態別企業割合



(出所)就労条件総合調査

現在の 50 代や更に若い世代が老後の生活を、配偶者の年金や退職金で賄う想定をしているとしても、その収入は想定以上に少なくなってしまう可能性がある。

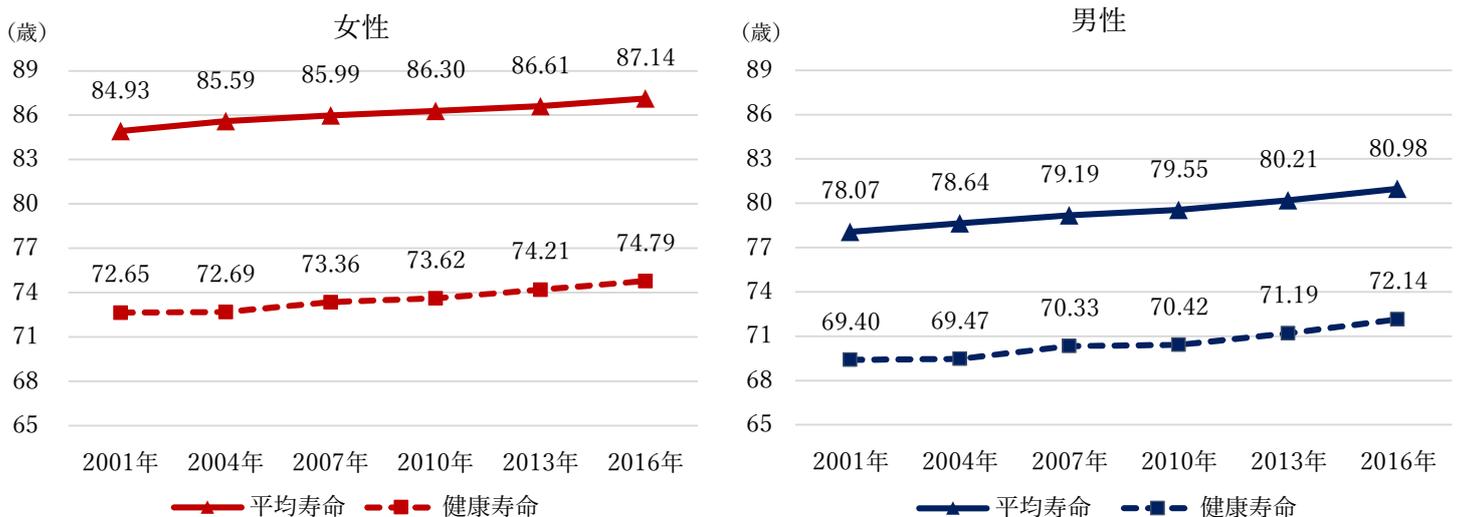
さらに、マクロ経済スライドが発動している間は、公的年金はインフレに完全に対応できるわけではない。そのため公的年金や企業年金以外に、個人年金の活用によって、自ら資産形成を行っておく必要がある。

4. 未婚女性・既婚女性共通の課題

未婚・既婚を問わず、全ての女性が抱える問題点として、女性は男性と比べて平均寿命が長いことが挙げられる。

男女の平均寿命と健康寿命の推移を表したのが図表 13 である。

(図表 13)男女の平均寿命と健康寿命



(出所)厚生労働白書

2001 年以降、男女ともに健康寿命及び平均寿命が延びていることが窺える。2016 年時点の平均寿命は、男性 80.98 歳、女性 87.14 歳であり、女性の方が男性よりも平均寿命が長い。そのため、未婚女性のみならず既婚女性を含む、全ての女性が将来「ひとり」になる可能性が高いと考えられる。

さらに重要な点は、健康寿命である。平均寿命が「何歳まで生きるかの平均」を表すのに対し、健康寿命とは「日常生活に制限のない期間の平均」である。

すなわち、平均寿命と健康寿命の差は「日常生活に何らかの制限が生じる期間」とも言え、男性は 2016 年時点で 8.84 年であるのに対し、女性は 12.35 年とかなりの差があることが分かる。

「日常生活における制限」は人によって程度の違いがあるだろうが、女性は男性よりもその期間が長いうえに、男性よりも長生きであることから、老後、「日常生活における制限を抱えながら一人で暮らす期間」が待ち受けている可能性が高いと推察される。

それに対応するためには、女性こそ、老後に向けた積極的な資産形成を行う必要性が高いと言えるだろう。

5. 終わりに

社会の在り方が変わり、人々の生き方が多様化した今日、女性はかつてよりも多くの選択肢を手にすることとなった。先人が歩んでいない道をこれから切り開いていく中で、自分自身の望みを叶えていくために、「お金」は必要不可欠である。

しかしながら、現在の日本の諸制度は旧来からの「世帯」を対象としたものが多く、今日の多様化したライフスタイルに十分対応しきれていないと思われる。

家族の有無に関わらず、個人単位での制度設計が今後の社会に沿うものと考えられる。

そのためには現制度の抜本的な見直しが求められる。本稿にて触れた男女賃金格差や公的年金制度、その他多くの制度が現在の社会に合致しているか再考の余地がある。特に、男性より長い老後をひとりで暮らす可能性が高い女性にとっては、男女の賃金格差の是正や働き方改革に加えて、年金制度や資産形成の家族単位から個人単位への転換が必要不可欠であろう。

個人レベルでは、DC やつみたて NISA 等を利用した長期・積立・分散投資による自らの資産形成が男性以上に重要であり、すぐさま実践に移すことを期待したい。図表 6-a, 6-b からわかるように、配偶関係別、年代別の保有金融資産残高の中央値には男女間で差はない。給与面等、所得面で男女格差があるにも関わらず保有金融資産額の中央値に差がないことは、女性の貯蓄意欲が男性より高いことを示しているのかもしれない。

一方、保有金融資産額の平均値は全般的に男性の方が高い。これは、男性の方がリスクを取って資産を増やすことに努めている人が多いことを示唆しているとも考えられる。

自分の置かれている状況に応じて適切なリスクを取り、資産の期待リターンを高めることは、個々人が自分にとって望ましい資産形成を行う上で非常に重要である。

全ての女性が、経済的に自立したうえで、自分の人生を歩むために、投資信託をはじめとする金融商品や、各種資産形成制度が有効的に活用されることを願う。

(問い合わせ先)

一般社団法人 投資信託協会
広報部 調査広報室
03-5614-8406
jita-research@toushin.or.jp